

一般会計等財務書類における注記

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得価額
- ② 無形固定資産……………取得価額

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10年～50年
工作物	10年～40年
物品	2年～38年

- ② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

退職手当債務から徳島県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、徳島県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうちみよし広域連合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

II 重要な会計方針の変更等

該当無し

III 重要な後発事象

該当無し

IV 偶発債務

該当無し

V 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次の通りです。

ア 範囲

すべての普通財産

イ 内訳

該当無し

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 $\Delta 117,142,181$ 円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
A:歳入歳出決算書	2,979,354,153円	2,816,349,954円
B:繰越金に伴う差額	255,651,632円	- 円
C:資金収支計算書（C=A-B）	2,723,702,521円	2,816,349,954円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	$\Delta 120,115,437$ 円
投資活動収入のその他の収入	710,260,870 円
投資活動収入の国県等補助金収入	252,232,000 円
減価償却費	$\Delta 196,995,281$ 円
退職手当引当金増減額	27,232,666 円
賞与等引当金増減額	$\Delta 5,604,900$ 円
資産売却益	2,292,997 円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>669,302,915 円</u>